

本市スポーツ施設における利用種目等の拡大に係る利用方法等について

1 屋外スポーツ施設における利用種目等の拡大について

平日稼働率の低い、次の野球場及び野球場兼運動場（以下「野球場等」という。）において、野球及びソフトボール（以下「野球等」という。）以外の利用を受け付けます。

(1) 対象施設

	施設名	住所	電話番号
①	東野公園野球場	山科区東野八反畑町	075-595-9705 (山科地域体育館)
②	勧修寺公園野球場兼運動場	山科区勧修寺東金ヶ崎	075-501-6241
③	小畑川中央公園野球場兼運動場	西京区大枝東新林町 2 丁目	075-331-7665
④	三栖公園野球場	伏見区下鳥羽六反長町	075-611-8664

(2) 試行実施期間及び利用可能日

令和 4 年 1 1 月 1 日（火）利用分から令和 5 年 3 月 3 0 日（木）利用分までの、平日の月曜日から木曜日。（土日祝日及び金曜日・祝前日は利用できません。）

(3) 想定利用種目等

サッカー、ラグビー、アメリカンフットボールの練習（ゴール等はありません）、グラウンド・ゴルフ、運動会、イベント（地域のお祭り、学校行事など）等

(4) 利用条件

ア 雨天時及び前日の雨等によるグラウンド不良時は利用できません。（雨天不使用となり、利用料金は発生しません。）

イ 内野部分を避け、利用可能エリア（**別紙 2**参照）のみ利用してください。

ウ 利用後は、必ず利用者においてグラウンドの整備を行ってください。

エ 勧修寺公園野球場兼運動場については、野球等とその他の種目等が混在しないよう、野球等以外の利用時は、2 面とも予約してください。

(5) 利用方法

利用日が属する月の前の月の 1 3 日から利用予約が可能となります。

例：1 1 月 3 0 日が利用希望日の場合、1 0 月 1 3 日から予約可

予約は「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム（以下「予約システム」という。）」からのみ受け付けになりますので、事前に利用者登録が必要となります。

【予約システムの利用者登録について】
https://www.kyoto-sports.or.jp/do_sports/registration/user_id/

利用者は予約システムから「野球」を選択して予約し、利用日の 7 日前までに各

施設に連絡のうえ実際の利用種目等を申告してください。

利用日の7日前を過ぎると予約のキャンセルができませんので、初めて利用される際は、あらかじめ利用種目等の実施可否や利用条件、注意事項等を各施設に確認のうえ予約されることをお勧めします。

(6) 利用料金 (いずれも平日1面1時間) (単位:円)

施設名		スポーツ利用	スポーツ以外の利用
①	東野公園野球場	1,670	3,340
②	勧修寺公園野球場兼運動場	1,670	3,340
③	小畑川中央公園野球場兼運動場	1,670	3,340
④	三栖公園野球場	1,670	3,340

※スポーツ利用に限り、「こどもに対する京都市スポーツ施設の利用料金の減額に関する要綱 (別紙3参照)」のとおり、減額が適用されます。

※令和5年度以降は、利用料金上限額等を改定します。

(7) 禁止事項

次の項目に該当する場合、利用をお断りします。また、無断で各項目に該当する利用をされた場合、即刻利用中止を求めるとともに、以降の利用をお断りすることがあります。

- ア 京都市都市公園条例第5条 (別紙4参照) において禁止している行為。
- イ 公序良俗に反するもの。
- ウ 暴力団員等の関わるもの。
- エ 音やにおい等、他の利用者や近隣等に迷惑のかかるもの。
- オ 宗教の布教活動、特定の政党や政治団体の支持等を目的とした集会、勧誘行為など。
- カ 施設の利用及び管理に支障があるもの。
- キ その他、京都市及び指定管理者が適当と認めないもの。

(8) その他

野球場等は競技種目が野球等であるため、他のスポーツの競技用具等の用意はありません。必要な競技用具等は利用者において準備及び持ち込んでいただき、利用後は必ず持ち帰ってください。放置された場合、処分させていただくことがあります。

2 施設内会議室のスポーツ以外の目的での利用について

次の施設内会議室において、スポーツ以外の目的での利用を受け付けます。

(1) 対象施設

	施設名	住所	電話番号
①	宝が池公園運動施設体育館会議室	左京区松ヶ崎東池ノ内町	075-746-3222
②	宝が池公園運動施設クラブハウス 会議室	左京区松ヶ崎東池ノ内町	075-746-3222
③	東山地域体育館会議室	東山区清水5丁目130-6 東山区総合庁舎3階	075-532-0474
④	山科地域体育館会議室	山科区柳辻西浦町1-12	075-595-9705
⑤	右京地域体育館会議室	右京区太秦下刑部町12 サンサ右京4階	075-882-3388
⑥	桂川地域体育館会議室	西京区上桂今井町131	075-392-6573
⑦	醍醐地域体育館会議室	伏見区醍醐高畑町30-1 パセオダイゴロー西館3階	075-575-2582
⑧	下京地域体育館会議室	下京区川端町13	075-351-7510
⑨	市民スポーツ会館会議室	右京区西京極新明町32	075-315-3741
⑩	武道センター本館会議室	左京区聖護院円頓美町 46-2	075-751-1255
⑪	横大路運動公園体育館会議室	伏見区横大路下ノ坪1	075-611-9796
⑫	京都アクアリーナ会議室	右京区西京極徳大寺 団子田町64	075-315-4800

(2) 試行実施期間及び利用可能日

令和4年11月1日（火）利用分から令和5年3月31日（金）利用分までの、施設の休館日を除く全日。

(3) 想定利用目的等

スポーツ以外の目的での会議、研修、サークル活動、地域の集会等

(4) 利用方法

利用日が属する月の前の月の13日から利用予約が可能となります。

例：11月30日が利用希望日の場合、10月13日から予約可

利用者は、各施設の窓口にて利用申請及び利用料金をお支払いください。

なお、各地域体育館の会議室（上記③～⑧）については、令和4年12月1日（木）以降、スポーツ利用か否かを問わず、予約システムからのみ予約を受け付けますので、それまでに利用者登録をお済ませください。

なお、予約システムで予約できるのは令和5年1月利用分からです。12月1日以降も12月利用分は窓口でのみ予約が可能です。

【予約システムの利用者登録について】

https://www.kyoto-sports.or.jp/do_sports/registration/user_id/

また、12月1日以降は予約システムでの予約後、利用日の7日前までに各施設に連絡のうえ実際の利用内容等を申告してください。

利用日の7日前を過ぎると予約のキャンセルができませんので、初めて利用される際は、あらかじめ利用目的等の実施可否や利用条件、注意事項等を各施設に確認のうえ予約されることをお勧めします。

※宝が池公園運動施設体育館及びクラブハウスの会議室（上記①及び②）については、すでに予約システムからのみの予約受付となっています。

※上記⑨～⑫の施設の会議室については、試行実施期間中は各施設の窓口からのみ予約受付が可能です。

(5) 利用料金

ア 対象施設：①～⑧（1時間）（単位：円）

施設名		料金
①	宝が池公園運動施設体育館会議室	520
②	宝が池公園運動施設クラブハウス会議室	520
③	東山地域体育館会議室	520
④	山科地域体育館会議室	520
⑤	右京地域体育館会議室	520
⑥	桂川地域体育館会議室	520
⑦	醍醐地域体育館会議室	520
⑧	下京地域体育館会議室	520

イ 対象施設：⑨～⑫（単位：円）

施設名		午前	午後	夜間	全日	
⑨	市民スポーツ会館会議室	第1	4,920	5,970	8,170	19,060
		第2/3/4	3,140	3,980	5,230	12,350
⑩	武道センター本館会議室	第1	3,350	4,710	5,440	13,500
		第2	1,360	2,090	2,610	6,060
⑪	横大路運動公園体育館 会議室	第1/2	2,610	3,980	5,440	12,030
		第3/4	1,360	2,090	2,610	6,060
⑫	京都アクアリーナ会議室	第1/2/3	2,300	3,240	3,660	9,210

※利用時間（区分）等の詳細は、各施設にお問い合わせください。

※対象施設のうち、地域体育館会議室（③～⑧）については、令和5年度以降、利用料金上限額等を改定します。

(6) 禁止事項等

次の項目に該当する場合、利用をお断りします。また、無断で各項目に該当する利用をされた場合、即刻利用中止を求めるとともに、以降の利用をお断りすることがあります。

ア 京都市地域体育館条例第6条、京都市市民スポーツ会館条例第6条及び京都市武道センター条例第6条（別紙4参照）において禁止している行為。

イ 公序良俗に反するもの。

ウ 暴力団員等の関わるもの。

エ 音やにおい等、他の利用者や近隣等に迷惑のかかるもの。

オ 宗教の布教活動、特定の政党や政治団体の支持等を目的とした集会、勧誘行為など。

カ 施設の利用及び管理に支障があるもの。

キ その他、京都市及び指定管理者が適当と認めないもの。